2006年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（2005年５月）

中小企業家同友会全国協議会

１．災害対策・防災対策を抜本的に強化すること

(1) 台風被害・地震災害などでの緊急融資等の即応体制をつくること。特に、被災地域では多くの中小企業者が同時に企業復興途上となり、保証人の確保が困難な状況となる。経営指針・復興計画書の作成や経営者の経営姿勢の評価を条件として、無担保・無保証人の非常時緊急融資制度を設けられたい。また、激甚災害指定地域で主に営業する地域金融機関に対して、災害の影響から地域経済が立ち直るまでの一定期間は金融検査マニュアル等の適用・検査を行わない特例措置などを行うこと。

(2) 被災地の復旧と住宅再建支援のため災害援助法等を改正し、適用地域の住宅の応急修理費の一世帯当たり51万9千円の増額と住宅再建費用を一律300万円、全壊世帯で最高500万円までの支給する制度を設けること。また、生活の場の再建に加え「雇用の場」の確保のために、事業所に対しても修理・再建費用の一部を支給する制度を創設すること。

(3) 住宅耐震改修工事費について200万円を上限に所得税から費用の10%（20万円）、個人住民税から3%（6万円）計26万円を控除する国土交通省が提唱する耐震改修促進税制を直ちに創設し、その上限を400万円に引き上げるなど拡充する要望とするとともに、所得税を納めていない年金生活者へは改修工事の助成措置及びセーフティローン斡旋制度の金利助成の拡充措置等をはかること。

２.「人材投資促進税制」の拡充と学習型企業づくりの推進

(1) 企業が支払う従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」が2005年度から導入されたが、「教育訓練費」を外部への研修委託費などに限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・ＯＪＴの費用も広く対象とすること。また、中小企業特例の控除割合を拡充すること。

(2) 従来の職業訓練制度の枠組みを大きく組み替え、中小企業で働く人々の技術・技能、専門性、人間性などを高める企業内訓練を含む学習システムを構築すること。中小企業が研究機関や大学院などに社員を２年間程度派遣できる制度（休業中の公的所得保障を含む）を整備すること。

３．円滑な資金供給と中小企業・地域に優しい金融システムの構築を

(1) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。

(2) 信用補完制度の縮小の検討を中止し、本来の信用保証理念に基づき中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。当面、次のような措置を講ずること。

(a)保証枠を拡大し、「景気回復」の新たな資金需要等へ対応すること。静岡県信用保証協会の「スーパーとくせん保証」（無担保別枠三千万円）のような新商品開発を支援すること。

(b)東京信用保証協会の「東京再生サポート保証」のように、債務超過などの要注意先企業でも金融機関と協力して再生支援するランクアップ協調支援保証制度を設けること。

(c)事業承継での個人保証の改善。代表権が外れた場合に新たな代表者に保証債務を移行できる措置を取ること。相続時に新代表者による借換えなどを認めること。

(d)特定社債保証の条件緩和。経済産業省令を改正し、対象要件を緩和すること。東京都等のＣＬＯへの信用保証スキームなど資金調達の多様化を支援すること。

(3) 不良債権問題への金融機関の対応では、借り手企業の経営健全化への支援、債務者区分のランクアップ支援を第一義とすること。

(4) 倒産防止共済制度は、共済金の貸付の償還期間を５年から10年に延長すること。

(5) 政府系中小企業金融機関を統廃合することは中止し、むしろ設立時の原点に立ち返ってそれぞれの金融機関の特性、補完的役割を生かして育成する政策方向をとること。

４．公共事業の重点的な拡充と取引を適正化する公正競争の確立を

(1) 従来型の公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設などの耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。

(2) 公共発注機関の中小建設業への発注率を大幅に高めるとともに、公共事業を地域建設業者に重点的に発注すること。

(3) いわゆる「談合問題」を契機に、予定価格よりも大幅なダンピングで、最低制限価格を割る業者に落札しているケースが生れ、下請業者にしわ寄せされて品質や安全管理でも不安が生じている。すべて公共発注機関の入札制度の改善のため、予定価格から大幅にダンピングした最低制限価格を割る業者の工事は、その業者の経営、工事に関する審査を厳正に行うこと。その審査基準を公開するとともに、契約不履行や品質・安全管理、下請管理、賃金の支払状況など工事後の評価も公表するよう指導すること。また、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。

５．市場創造と経済再活性化を支える税制の構築

(1) 法人税は応能負担原則に適う公平なものとするため、(a)留保金課税を廃止すること、(b)法人税も累進税率とすべきであるが、当面資本金１億円未満の中小法人の所得1500万円まで15%の法人税率とすること、(c)交際費課税を全額損金算入とすること。

(2) 消費税の税率引き上げは更なる景気後退をもたらすので反対する。

(3) 国内消費を冷やして景気を大きく後退させる定率減税や各種控除の縮小・廃止に反対する。

(4) 外形標準課税は、一億円以下の中小企業への適用を拡大しないこと。

(5) 中小企業の事業承継については、(a)相続税の基礎控除額を１億円程度に引き上げること、(b)事業用資産については、事業を継承するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて10年以上事業を継承した場合一定額を免除すること、(c)自社株に対する相続税を軽減する制度が創設されたが、今後自社株式評価には企業の利益水準をベースにした収益還元方式による評価方法を導入すること。

(6) 固定資産税を税負担能力に対応した収益還元による評価方式に改めること。

６．中小企業憲章の制定、及び政策決定システムへの中小企業家の参加促進を

(1) 政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、中小企業政策を産業政策への補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを宣言し、中小企業憲章を制定すること。国家行政組織法などを改正し、中小企業庁を経済産業省の外局から内閣府の外局に移して担当大臣を置くこと。

(2) 中小企業家が直接参加できる政策立案と政策評価の手法を導入すること。政策の立案と実行、政策効果の評価、その政策評価を基にした新たな政策立案など、政策決定・実行システムの各プロセスに中小企業家の参画を推進すること。

以上